



新勤評反対訴訟団ニュース 第27号

09年 5月 25日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目
3-3 星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

新勤評反対訴訟

第3回までの審理予定が決まる

控訴審第2回法廷に大きな結集を！

控訴審第2回法廷

期日：2009年7月23日（木）午後4時 開廷 大阪地裁・高裁202号法廷

集合：午後3時30分 大阪地裁・高裁 1階ロビー

（地下鉄・京阪 淀屋橋駅下車）

法廷報告集会 午後4時30分～5時30分 エル大阪

（地下鉄・京阪天満橋駅下車）

第3回法廷 9月 8日（火）午後4時 開廷（予定）

大阪地裁・高裁202号法廷 （地下鉄・京阪 淀屋橋駅下車）

5月14日よいよ控訴審が始まりました。訴訟団は地裁判決が被告・大阪府の主張を一方的に取り上げ、事実関係でもたくさんの誤りを持ち、裁判の争点になっている憲法上の権利侵害の判断を避けたものであることを詳細に論証した控訴理由書を3月10日に高裁に提出しました。一方、裁判の直前になって大阪府等は答弁書を提出しましたが、その内容は争点をすべて避け、ひたすら地裁判決を持ち上げるだけの空虚なものに過ぎません。私たち訴訟団はこのようないい加減な対応に厳しく反論するために、答弁書が私たちが指摘した問題点に何一つ答えていない不誠実なものであり、事実認定の間違いを含めてきちんと検討しなければならないこと、評価・育成システムは学校現場で子どもの学ぶ権利と教員の教育の自由を侵害しているのであるからその実態についてきちんと審議し判断すべきであるという内容を第1準備書面として提出しました。その主な論点は、私たちは控訴理由書で詳細に、かつ事実をあげて「学校教育目標」や「今年度の重点課題」は民主主義的手続きで決められるのではなく、校長が独断で決め教職員に提示するだけであることを示しました。従って、システムはこのような教育行政の決める目標に教職員を従わせる上意下達の制度となり、特定の目標を押しつけられることで一人一人の子どもへの要求（学ぶ権利）が切り捨てられ、それを保証するための教員の教育の自由が侵害されると論じました。この裁判上最重要の問題の一つに反論はおろか、まともに触れもしない姿勢はおよそ「答弁」たり得ない。控訴理由書では、地裁判決は法的義務と裁量権の認定だけで憲法第26条と23条に基づく子どもの学ぶ権利と教育の自由を認めなかったが、それは憲法上判断を最も厳格に行い最大の尊重をされるべき自由権に対する判断基準に根本的に反してい

る、また、判決は学校現場で起こっていることについての審理を行わずおよそ教育の権利を争点とする裁判の判決たり得ないと論じました。この重大な批判についても答弁書はまともに触れさえもしていません。自己申告票不提出の教員に対する昇給および勤勉手当の成績率の決定は、法律、条例などに基づいて行われなければなりません。しかもそれは評価結果に基づいて行くとされています。府教委は自己申告票未提出者の評価結果は「ない」としておきながら、評価結果がないのに評価結果Dと同じ最低の扱いを行っています。しかし、評価結果のないものの昇給や成績率の決定は人事委員会の権限であり、教育委員会には権限がありません。それを勝手に行い一方的に重大な不利を押しつけるのは裁量権を明らかに逸脱する違法行為です。この点についても答弁書は何も触れていません。自分に対して突きつけられた問題点に何一つ答えないのであれば答弁書という名前に値しないのではないのでしょうか。

第1準備書面ではとりわけ教育と憲法の関係について詳述していますが、準備書面はそのほかにも多岐にわたって論を展開しています。自由権の厳格な審査基準以外にも、教育の機能として、個人の成長、個人の社会化、国家への適応といった諸側面がありますが、戦後、平和国家の建設を目標とした憲法の成立時の理念にまでさかのぼって、戦前の教育のもった欠陥を指摘しています。つまり戦後の教育基本法や憲法は、国家への忠誠への機能、国家的機能を極力排除したところに成立したという事を指摘しています。再び、子ども達に国家主義的な意識、ナショナリズムと「愛国心」を教育を通じて注入することを選択するのか、憲法の理念に基づき、個人の発展、充実、自己実現、あるいはグローバリズムとローカリズム時代により適応的な社会的統合を果たす為の教育かを、わかりやすく争点にしています。皆さん裁判へのご支援をお願いします。

5 / 1 4 第 1 回控訴審法廷・法廷後集会報告 「新勤評」反対訴訟は高裁段階に突入！

第1回法廷での結審は阻止。裁判は今後も継続。

5月14日(木)、「新勤評」反対訴訟は第1回控訴審(高裁段階)に入りました。10時の開廷時には原告席はもとより、傍聴席も満席(行政側の傍聴人も若干含まれていますが)の状態となりました。午前中という出にくい時間にもかかわらず駆けつけてくださった支える会会員・支援者の皆様には地裁以来の法廷・集会参加、誠に有り難うございます。改めてお礼申し上げます。

控訴人(原告)教育条理に反するシステムを告発

第1回法廷

さて、地裁・広谷裁判長よりソフトな口調の高裁裁判長は、まず控訴人(原告)による控訴理由書・第一準備書面の提出を確認、さらに大阪府および大阪市以下14市が答弁書を提出していることを確認の後、控訴人の陳述を促しました。

今回法廷の圧巻は控訴人(原告)をいわば代表して立ったYさんの陳述。内容は以下のようなものでした。

原判決は教育現場に全く目を向けていない。この裁判の最大の争点は、評価・育成システムが学校現場で教員の教育の自由を侵害し、子どもの学ぶ権利を侵害するということ。私は昨年担任としてそれぞれ理由を抱えた三人の不登校生徒と関わってきた。さまざまな教育活動の中でこれらの子ども

もたちへの対応が活動のかなりを占めたのは事実である。このように生徒の状態が深刻な事態にあると判断すれば、他の仕事を棚上げしてもそれに対処するのが教員の仕事である。しかし、評価・育成システムはあらかじめ校長が設定した目標に合わせて自分の目標を達成することを要求する。年度初めに「今年は講習に力を入れる」などという目標を設定したなら、給与への反映の圧力を受ける目標実現と現実の生徒への対応の間で悩んだことだろう。原判決は教員の教育の自由を「教授の自由」の一部とし、制限されたものと捉えている。しかし憲法26条は一人ひとりの子どもの状態に応じた教育を保証するために教員に自由権が必要なことを示している。この制度のために子どもの要求を二の次にすることは、子どもの学ぶ権利を侵害することに他ならない。教育方針の決定は教員集団の中で行われるべきである。しかし、システムの方針は本質的に異なる。府教委に言わせれば、公立学校は経営体、校長は経営者である。結局やっていることは学校・教員・生徒を競争に投げ込むこと。現場にいる教員がシステムの弊害を知っているのは、職場で私がお願いした教員アンケートでも明らかである。学ぶ権利、教員の自由を侵害するシステムは違法であり廃止すべきである。控訴審では現場における実態を検討し、判断を下されることを要望する。

その後裁判長は次回以降の日程を調整（7月23日（木）16時より、と9月8日（火）16時より）し、閉廷しました。早急に結審に持ち込むことなく、今後2回の裁判で一定の審議を行うことを保証し、また私たちの側からの学者証人や鑑定書提出にも一定の理解を示しました。また教職員が出廷しやすい時間帯について配慮を見せました。しかし、本件についていかなる心証を持ったかはまだ明らかではなく、それこそ今後の私たちの立証にかかっているといえます。法廷への多数参加で、公正審理への圧力をかけ続けることが必要だと思われます。

システムによる子どもの学習権、教員の自由侵害を暴露し、 教育現場の現状を陳述し続けよう 法廷後集会

法廷後行われたまとめ集会にも約100名の原告・会員・支援者の皆様に結集していただきました。

平日の、しかも朝からの法廷参加に対する感謝の言葉から始まった原告団団長挨拶は、今後「教育の自由」を掲げて法廷闘争を闘い、職場での訴えを広めようとの力強い言葉で締め括られました。

次いで立った弁護団の冠木弁護士は、二つの点を強調しました。一つは、裁判の第一関門をまずは突破したこと、今後学者証人等を立てるなどして裁判を持続するメドが立ったこと。第二に、システムが子どもの学習権を侵害すること、学習権を守るために教員の自由が確保されるべきこと、子どもの学習権との関わりでシステムがどのように悪い影響を与えるか、今受け持っている子どもたちに対してシステムがいかなる支障をもたらすか、等々に関してできるだけ沢山の陳述書を揃える、ということでした。

今回法廷で陳述したYさんは、幾つかの点を指摘しました。原判決では学校現場のことを「はずされた」がゆえに教育・教育現場のことを裁判官にわからせることを意図して陳述したこと、このシステムを腹に据えかねていることがアンケートで分かった同僚の声を伝えようとしたこと、さらに今回府教委は現場に学校評価システムを導入し、さらに数値目標化を進めようとしている、これが評価・育成システムと一体化してくる。現場で校長が出してくるものに批判をしていこう、といった点です。

この後会場からの発言がありました。趣旨は以下のようなものでした。

強制異動反対闘争で知り合った高齢の方が、9条を世界に広めるため海外に出よう

とされている。その人の著作の購入を。(退職教員)

一審のように行政の「裁量の範囲」で片づけてよいものか。システムは教員を分断・選別し、言いなりにしていくものだ。橋下が出てきて攻撃が強まっている。裁判と行政がつながっている。橋下に対する怒りを組織し、生活を守る闘いを。(小学校教員)

福田氏講演会でこの裁判を知って、支える会の会員になった。日教組・大阪教組は闘いに取り組んでいるのか。一緒に、昔の勤評のように闘うべきだ。(退職教員)

現場での闘いが重要になっている。定時制の校長が「学校経営目標」の中で8割の卒業を目指すなどと、子どもたちの厳しい生活実態・定時制の厳しい状態を無視した目標を出してきた。いくつかの学校ででも、こんな教育目標は達成できないと校長を追い詰めよう。(再任教員)

子どもたちにまともな教育をするためには、教員の集団を健全なものにする必要がある。そのためにスクール・アカデミックハラスメント集会を開催したい。「自己申告票の提出を拒んだことで教科を取り上げられた中学校の教諭」の事例など、教員評価「問題」を取り上げる。(中学校教員)

最後に、事務局のまとめを行いました。事務局としても裁判について可能な限りの準備をし態勢を



を整えたが、それでも一発結審がありうるとハラハラドキドキしながら法廷に臨んだという話から始まりました。まとめの第一は、今回の裁判で勝ち取った次回以降の日程を最大限利用し、さらにシステムに対する批判を強め、裁判で追いつめよう。第二に、もう一度意見陳述を集中し、学校現場から「子どもたちの権利」侵害を訴えよう。第三に、それぞれの組合大会で、この裁判がまさに教育基本法と憲法の観点から行われている教育裁判であり、今後

の教育を左右するほどの争点で闘われていることを再度訴えよう。職場、市民向けのリーフレットを作成し活用しよう、の言葉で集会を締め括りました。5月14日(木)、「新勤評」反対訴訟は第1回控訴審(高裁段階)に入りました。10時の開廷時には原告席はもとより、傍聴席も満席(行政側の傍聴人も若干含まれていますが)の状態となりました。支える会会員・支援者の皆様には地裁以来の法廷・集会参加、誠に有り難うございます。改めてお礼申し上げます。

「新勤評反対訴訟」Webサイト

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo-saiban/>

新たに「支える会」にご入会いただける方をご紹介します。

支える会 年会費3000円 カンパもよろしくをお願いします。

いずれも振り込み用紙で下記までお振り込み下さい。

郵便振り込み番号 00950-0-252496 加入者名 評価育成システムに反対する会